

●香川県告示第501号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成19年11月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 指定に係る保安林の所在場所

東かがわ市引田字中山1701の5、1701の6、1701の10から1701の12まで、1701の14、1701の17から1701の19まで、1701の21から1701の25まで、1701の28から1701の35まで、1701の39、1706の1、1707の1、1708の1、1712、1714、1717、1718の2、1719、1722の1

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び東かがわ市事業部経済課に備え置いて縦覧に供する。）